令和元年6月農業委員会総会議事録

時 令和元年6月28日(金曜日)議事開始 午前9時05分 \mathbb{H}

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 田方 説夫 竹下 助範 稲田 優

下原 小枝子 栗下 章二 岩屋 美智子 田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 宮原美實 川口 三雄 伊地知トシ子

高谷 千代子 増田 賢造 溝添 トミ子 杉元 義男

宮田 吉人 津口 えりこ 山之内 秀樹 上畠 勝

赤川 リク子 永前 茂則 福迫 久利 中津 ゆみ子

園田 義保

欠席委員

【農業委員】 谷口 克美 田上 みゆき

【推進委員】 吉留 律子

事務局職員

事務局長 吉留 伸也

事務局長補佐 鳥澤 庄司

農地調整係長 川上 大輔 農地調整係主任主事 松下 理恵

農地調整係主事 池田 哲也 農地調整係主事 加藤 雅也

議 題

報告第5号 農地等の合意解約について

報告第6号 農用地利用配分計画について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 非農地証明願いについて

事務局長 それではただいまから令和元年6月定例農業委員会総会を開催いた します。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着 席ください。

> 本日は、会長が入院されておりますので、農業委員会等に関する法律 第5条第5項の規定により、尾山会長代理に議長を務めていただきます。 それでは、会長代理のあいさつ及び会務報告をお願いします。

尾山会長代理 【あいさつ・・・・】

尾山議長 それでは、委員の出席状況を報告します。谷口会長、田上委員、吉留委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。 よって、ただ今の出席者は25人で定足数に達しております。

> これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、田方委員と 竹下委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。 報告第5号、報告第6号及び議案第15号から議案第19号までを一括議 題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。

事務局長 (議案朗読)

尾山議長 議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第5号「農地等の合意解 約について」事務局から説明をお願いします。

事務局議長。

尾山議長 事務局。

事務局 報告第5号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は33件で ございます。議案書2ページをご覧ください。

令和元年6月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。転用に関連する案件と今月審議していただく案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

まず、整理番号1番から整理番号21番までは、後ほどご説明する議案

第18号農地法第5条の産業団地への転用に伴う解約となります。

整理番号22番及び23番は、別の担い手と貸借するため解約するものです。

整理番号25番及び26番は、別の担い手へ売買のため解約するものです。

整理番号27番は、農地中間管理事業で別の担い手に貸借するため解約するものです。

整理番号33番は、別な担い手へ貸借するとのことでございます。以上、 ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第6号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局議長。

尾山議長 事務局。

事務局 報告第6号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。5ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、平成31年4月総会で委員の皆様に審議して頂いた案件であり、令和元年6月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。内訳としましては9件の49筆、43,392㎡となっております。詳細につきましては、6ページから10ページ記載のとおりです。以上報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第15号についてご説明いたします。11ページをご覧ください。 今月の許可申請件数は、所有権移転8件、貸借1件の合計9件です。申請 人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。 まず所有権移転からご説明いたします。12ページをご覧ください。

> 整理番号1番、田2筆、774㎡の交換です。こちらは備考欄に記載の とおり、次の整理番号2番と交換となります。なお、今回、整理番号1番 の譲受人が取得する農地は、農業振興地域内農用地、通称青地であり、取 得後の経営面積が50aに足りませんが、下限面積制限の例外要件に該当 すると判断しております。ここで、簡単に下限面積制限の例外について ご説明します。みなさまがご存じのとおり、農地法第3条第2項第5号の 許可要件には、「取得後の経営面積が50aに達しない場合は許可を受け ることができない」との規定があります。しかし、平成21年の法改正で 農業委員会が別段面積を定められるようになったことから、えびの市農業 委員会では平成28年4月1日から農業振興地域内農用地区域内の農地は 50a、それ以外の農地は10a、空き家に付属農地は1aで別段面積を 定めています。しかし、農地の権利移動の不許可の例外として政令に定め る事由に該当すれば、例外的に許可できます。今回の場合は農地法施行令 第2条第3項第3号に規定される「その農地の位置や面積、形状等から みて、隣接農地と一体利用しなければ利用することが困難な農地につき、 隣接農地を現に耕作する者が権利取得すること」に該当すると判断しまし た。お互いが耕作する農地の一部の名義が逆になっており、一体利用しな

ければ利用するのが困難な農地で、現に耕作している者が権利を取得する ため、交換するものです。

整理番号2番、田1筆、533㎡の交換です。こちらは、先ほどご説明しましたとおり、整理番号1番と交換です。ここで、大変申し訳ございませんが、訂正をお願い致します。整理番号2番の家畜の欄ですが、豚の頭数が○○頭となっておりますが、豚○○頭の誤りですので、○○頭と訂正をお願い致します。13ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、197㎡の増与です。

整理番号4番、畑1筆、965㎡の売買です。価格は総額○○円です。 15ページをご覧ください。

整理番号5番、田3筆、畑3筆、計6筆、15,639㎡の増与です。 整理番号6番、畑3筆、994㎡の売買です。価格は総額○○円です。

整理番号7番、田1筆、2,330㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、備考欄に記載がありますように、譲受人が〇〇町の方となりますので、〇〇町農業委員会の耕作証明書が添付されています。譲受人の経営面積は49,219㎡となっております。

整理番号 8 番、畑1筆、494㎡の贈与です。こちらは、備考欄に記載がありますように、農振農用地外、白地10a要件での取得となります。

続いて、貸借についてご説明いたします。18ページをご覧ください。 整理番号1番、田5筆、7,306㎡の使用貸借です。

以上、所有権移転8件、貸借1件です。ご審議方、よろしくお願いします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第15号については、各担当委員が 現地確認等をしていただいていますが、土地の現地確認と申請人「受人」 の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。 まず、12ページの所有権移転、整理番号1番の土地及び申請人「受人」 の確認を吉留委員にお願いしていましたが、本日欠席のため、事務局に お願いします。

事務局議長。

尾山議長 事務局。

事務局 吉留委員より報告書を預かっておりますので代読いたします。

整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺の状況は北側と東側は宅地に接しています。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。また、申請農地周辺は水田地帯であり、現在は飼料作物が作付けされています。日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人につきまして、ご報告いたします。受人は〇〇自治会の稲作主体の兼業農家です。後継者もおり、申請地には、既に水稲が作付けされていました。地域との調和については、今後、周辺を草刈するなど環境美化に努め、また、地域で行われる作業にも積極的に協力していくとの事なので、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に、整理番号2番の土地を吉留委員にお願いしていましたが、本日 欠席のため事務局に、申請人「受人」の確認を高谷委員にお願いします。 まず、事務局にお願いします。

事務局議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号2番について、ご説明いたします。申請農地は○○自治会内にあります。周辺の状況は北側と東側は宅地に接しています。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。また、申請農地周辺は水田地帯でありますが、現在は遊休農地となっていますが、復旧して作付けしていくとの事です。日照・接道・用排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長次に高谷委員にお願いします。

高谷委員 議長。

尾山議長 高谷委員。

高谷委員 整理番号2番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会の養豚主体の専業農家です。後継者はおりませんが、取得後は遊休農地を復旧して、水田として利用するとの事です。地域との調和については、周辺をきれいに整備し、地域で行われる作業等に協力する事で周辺に迷惑をかけないようにするとの事ですので、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に、13ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を 下原委員にお願いします

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺の状況は、基盤整備済の水田地帯で日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人につきまして、ご報告いたします。受人は〇〇自治会の稲作主体の兼業農家です。受人は兼業農家ですが、農業に一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に、整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を宮原委員にお願いします。

宮原委員 議長。

尾山議長 宮原委員。

宮原委員 整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は○○自治会内にあります。基盤整備はされておりませんが、農地の形状は良好で日照・接道も良好です。周辺の状況は、小さな雑木が生えていますが、別に問題はありません。現在、耕起がされていました。続きまして、受人の営農状況につきまして、ご報告いたします。受人は○○自治会の稲作主体の専業農家です。所有農地の管理も行き届いており、営農にも一生懸命取り組まれ

ており、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしくお願い いたします。

尾山議長 次に、整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号5番について、ご報告いたします。譲受人と譲渡人の関係は親子であります。譲渡人が高齢となったため、農地を全て譲受人に贈与するものであります。申請農地は○○自治会内にあります。申請農地の状況につきましては、畑3筆につきましては、日照・排水も良好で周辺は水田と畑となっています。水田が2か所にあり、1か所目は自宅のそばにあります。改田されており、日照・用排水も良好です。現在は水稲と飼料作物が作付けされています。もう1か所目は畔続きの2筆で周辺は山林となっており、日照・用排水・接道は良くないため、休耕地となっている水田であります。受人は○○自治会の稲作主体の兼業農家です。今後も耕作を続けていくとの事です。これまでも所有農地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に、15ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を 中津委員にお願いします

中津委員 議長。

尾山議長 中津委員。

中津委員 整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおらず、周辺の状況は宅地と農地が混在しています。日照・接道は良好ですが、排水は少し不良です。続きまして、受人の状況につきまして、ご報告いたします。受人は〇〇自治会の稲作主体の兼業農家で後継者はいます。取得後の状況は、サツマイモなどを作付けするとの事です。営農にも一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしくお願

いいたします。

尾山議長 次に、16ページの整理番号7番の土地を宮田委員に、申請人「受人」 の確認を事務局にお願いします。まず、宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

尾山議長 宮田委員。

宮田委員 整理番号7番について、ご説明いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺の状況は南側と西側は宅地に接しています。基盤整備はされていませんが、農地の形状・日照・接道・用排水は良好です。現在は飼料作物が作付けされていました。現在、耕作されている方は飼料作物のの刈り取り等が終われば、農地を返還するとの事でした。以上、報告いたします。

尾山議長 次に事務局にお願いします。

事務局議長。

尾山議長 事務局。

事務局

それでは、整理番号7番の譲受人についてご報告いたします。譲受人は、
〇〇町在住の兼業農家です。〇〇町では、約5へクタールを経営しており、
内訳としては、1へクタールに水稲を、残り4へクタールに芋やニンニク、
カボチャなど数種類の露地野菜を作付けしているとのことです。受人と渡
人の関係は知人で、後継者については、現在はいないとの事でございます。
農地取得後の利用については、現在は飼料が作付けされており、収穫後、
芋などの露地野菜を作付けしていくとのことです。当分の間、えびの市内の知人から農機具を借りて耕作し、忙しい時期は、知人に作業委託し、
耕作するとの事です。所有農地の管理については、適切に耕作されており、
また、地域との調和についても畦畔の草刈や用水路の管理なども積極的に
取り組むとの事なので何ら問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議
方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に、整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は○○自治会内にあります。周辺の状況については、基盤整備は済んでいませんが農地の形状は良好です。宅地と山林に囲まれた遊休農地ですが、日照・排水は良好ですが、接道は良くありません。続きまして、受人の状況につきまして、ご報告いたします。譲受人と譲渡人の関係はいとこです。受人は○○自治会の露地野菜主体の兼業農家です。取得後の状況は、農地に復旧して梅を植えるとの事です。地域との調和については、今後、周辺の草刈など環境美化に努め、地域で行われる作業等には協力するとの事なので、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に、17ページの貸借整理番号1番の土地を栗下委員と杉元委員に、 申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いします。まず、栗下委員にお願 いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号1番の大字○○の2筆につきまして、ご報告いたします。申請 農地は○○自治会内にあります。周辺は基盤整備済みの水田地帯で現在、 水稲が作付けされていました。農地の形状・日照・接道・用排水は良好 です。農地の管理はきちんとされていました。以上、報告いたします。

尾山議長 次に杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 まず、最初に整理番号9番の大字〇〇について、ご報告いたします。 申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおり、周辺の状 況は水田地帯で日照・接道・用排水は良好です。今後、飼料稲を作付け するという事で準備がされていました。次に大字〇〇の1筆について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおり、周辺の状況は水田地帯で日照・接道・排水は良好ですが、用水につきましては、現在、通っていません。雨水を利用して、飼料稲を作付けするとの事で準備がされていました。続きまして、受人の営農状況につきまして、ご報告いたします。受人は〇〇自治会の稲作主体の兼業農家ですが、後継者はおります。兼業農家ですが、営農に一生懸命取組まれており、所有農地の管理も良く、地域の用水管理等も協力的であり何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明 をお願いします。

事務局議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計9件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第15 号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。 (なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいた します。議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を 求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第16号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。

事務局議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第16号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。19 ページをご覧ください。今月の計画件数は37件で、内訳は、所有権移転7件、利用権設定30件となっております。利用権設定においては、JAの農地利用集積円滑化事業が5件、農地中間管理事業が9件となっています。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させて頂きます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。20ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、213㎡の売買です。価格は総額○○円となります。21ページをご覧ください。

整理番号2番、畑4筆、5,655㎡の売買となります。価格は総額 ○○円です。

整理番号3番、畑1筆4,028㎡の売買となります。価格は総額〇〇円となります。上畠委員の掘起しで、受人は認定新規就農者です。

整理番号4番、畑1筆979㎡の売買となります。価格は総額 \bigcirc 〇円となります。22ページをご覧ください。

整理番号 5 番、田 3 筆、 3, 0 0 5 ㎡ の売買となります。価格は総額 ○○円となります。 2 3ページをご覧ください。

整理番号6番、田2筆、畑3筆、19,174㎡の売買となります。 価格は総額〇〇円です。こちらは、農地売買等事業一時貸付タイプによる ものです。譲渡人の土地を農業振興公社が買入し、譲受人へ約5年間利用 利用権設定を行った後、売買を行う事業です。公社からの利用権設定に つきましては、後述します利用権設定整理番号21番となります。24ページをご覧ください。

整理番号7番、畑1筆、79㎡の売買となります。こちらは先月の総会で農用地利用集積計画を取消した案件であります。受人を変更し、再度申し出となったものです。価格は10 a 当たり〇〇円となります。所有権移転につきましては、以上となります。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定 については、今月も借賃についても省略し、特記事項のみ説明させて頂き ます。25ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、4,137㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、2,952㎡の賃貸借、吉留委員の掘起しです。 26ページをご覧ください。

整理番号3番、田4筆、5,577㎡の賃貸借です。27ページをご覧ください。

整理番号4番、畑1筆、3,138㎡の使用貸借です。

整理番号5番、田2筆、5, 795㎡の賃貸借です。28ページをご覧 ください。

整理番号6番、田2筆、1,892㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田2筆、1, 545㎡の使用貸借です。29ページを ご覧ください。

整理番号8番ですが、一部削除をお願い致します。譲渡人のお名前の下に年齢が空欄で記載されていますので、歳という文字を削除方お願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。説明に戻ります。田3筆、2,978㎡の賃貸借です。30ページをご覧ください。

整理番号 9 番、田 1 筆、 2, 3 6 7 ㎡ の賃貸借です。 3 1 ページをご覧ください。

整理番号10番、田4筆、5、706㎡の賃貸借となります。

整理番号11番、田1筆、398㎡の賃貸借となります。また、整理番号11番から13番は稲田委員の掘起しです。

整理番号12番、田1筆、2,192㎡の賃貸借となります。賃借料ですが、総額ではなく、10a当たりの誤りです。誠に申し訳ございませんが、ご訂正方お願いいたします。32ページをご覧ください。

整理番号13番、田4筆、1,172㎡の賃貸借となります。1年目は 無償で貸借されるとのことです。33ページをご覧ください。

整理番号14番、田1筆、727㎡の賃貸借となります。

整理番号15番、田1筆、1,407㎡の賃貸借、稲田委員の掘起しです。続きまして、整理番号16番から整理番号20番までがJAの農地利用集積円滑化事業となりますので、その旨の説明は省略させて頂きます。

整理番号16番、田1筆、699㎡の使用貸借となります。34ページをご覧ください。

整理番号17番、田1筆、790㎡の使用貸借となります。

整理番号18番、田1筆、1,179㎡の使用貸借となります。

整理番号19番、田1筆、2,342㎡の賃貸借となります。35ページをご覧ください。

整理番号20番、田2筆、3,754㎡の賃貸借となります。36ページをご覧ください。

整理番号21番、田2筆、畑3筆、19,174㎡の賃貸借となります。 こちらは、農地売買等事業によるものです。先ほどの所有権移転整理番号 6番との関連で一時貸付タイプとなります。38ページをご覧ください。

続きまして、整理番号22番から整理番号30番までは、農地中間管理 事業になりますので、その旨の説明は省略させて頂きます。

整理番号22番、田2筆、畑5筆、3、927㎡の賃貸借となります。

39ページをご覧ください。

整理番号23番、田3筆、1,566㎡の使用貸借となります。43ページをご覧ください。

整理番号24番、田1筆、畑16筆、81,729㎡の賃貸借となります。44ページをご覧ください。

整理番号25番、田3筆、2,954㎡の賃貸借となります。

整理番号26番、田1筆、3,956㎡の賃貸借となります。45ページをご覧ください。

整理番号27番、田4筆、3,544㎡の賃貸借となります。46ページをご覧ください。

整理番号28番、田5筆、4,083㎡の賃貸借となります。47ページをご覧ください。

整理番号29番、田4筆、4,106㎡の賃貸借となります。48ページをご覧ください。

整理番号30番、田1筆、1,057㎡の賃貸借となります。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権 設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作 業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の 各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第16号の審議に入ります。
 利用権設定整理番号5番は、譲受人が○○委員のご子息です。よって、
 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、
 ○○委員の退席を求めて審議します。○○委員退席をお願いします。

(○○委員退席)

尾山議長 それでは、ただ今から利用権設定整理番号5番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいた します。利用権設定整理番号5番は原案のとおり承認することに賛成の 委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。○○委員 の退席を解きます。

(○○委員着席)

尾山議長 続きまして、利用権設定整理番号7番は、譲受人が○○委員のご子息です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。○○委員退席をお願いします。

(○○委員退席)

尾山議長 それでは、ただ今から利用権設定整理番号7番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいた します。利用権設定整理番号7番は原案のとおり承認することに賛成の 委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。○○委員 の退席を解きます。

(○○委員着席)

尾山議長 続きまして、利用権設定整理番号28番は、譲渡人が○○委員のご主人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。○○委員退席をお願いします。

(○○委員退席)

尾山議長 それでは、ただ今から利用権設定整理番号28番の審議に入ります。各 委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいた します。利用権設定整理番号28番は原案のとおり承認することに賛成の 委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。○○委員 の退席を解きます。

(○○委員着席)

尾山議長 それでは、利用権設定整理番号5番、7番、28番を除く、議案第16 号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号21番は賃貸料が年総額〇〇円と記載されていますが、10 アールあたりですか、それとも全体だと〇〇円だと思いますが、どうで しょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号21番につきましては、農地売買事業と関連があります。宮崎 県農業振興公社が買った後に担い手が約5年間借りる訳ですが、賃借料に ついては、売買価格の1パーセントと決まっております。売買価格は〇〇 円で賃借料はその1パーセントとなるため、〇〇円となった訳でございます。

尾山議長 稲田委員、よろしいでしょうか。

稲田委員 はい、わかりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり承認することに賛成の 委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

議案第16号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。 次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」、 議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第 19号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明 をお願いします。

事務局議長。

尾山議長 事務局。

事務局 まず、議案審議の前に議案書の訂正がございます。議案書をご覧ください。議案第18号の整理番号76番、85ページになります。田2筆となっていますが、田が1筆漏れていましたので計3筆となります。申し訳ございませんでした。訂正した議案書を今からお配りいたしますのでそちらをご覧ください。

それでは、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。許可申請件数は2件です。申請人等の住所・氏名、立 地基準については省略させていただきます。50ページをご覧ください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、411㎡を農業用資材置場用地として一時転用申請するものです。申請地の農地区分は農用地区域内農用地となっておりますが今回の申請は一時的な利用になるため、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び農地法運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のCに規定される農用地区域内農用地の転用不許可の例外となる事や3年以内に農地に復元するという観点から妥当と判断しております。工事期間は令和元年7月25日から7月31日までとなっております。事業費については土地造成費〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事で

す。排水については、雨水は地下浸透及び西側水路へ排水します。

整理番号2番、申請地は大字〇〇、田1筆、298㎡を車庫兼倉庫用地として追認申請するものです。平成30年に土地は造成済であり、申請人より始末書の提出がございます。工事期間は令和元年8月15日から10月31日までとなっております。事業費については建築費〇〇円を全額自己資金で対応されるとの事です。排水については、雨水は地下浸透及び東側側溝へ排水します。51ページをご覧ください。

議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。許可申請件数は76件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。52ページをご覧ください。

整理番号1番から整理番号69番は同一事業となりますので併せてご説 明します。52ページから82ページになります。場所が大字 $\bigcirc\bigcirc$ 、 $\bigcirc\bigcirc$ 、 田124筆、144,780.59㎡をえびの市産業団地造成用地として申 請するものです。全体の事業計画面積は173,287.50㎡となって おります。農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第4条第1項第2 号へ(1)及び農地法運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のhに規定 される地域整備法の定めるところに従って行われる場合に該当するの で不許可の例外となると判断しております。権利関係は売買です。工事 期間は令和元年8月1日から令和3年3月31日までとなっています。 事業費につきましては、土地取得費4億5,720万円、工事費10億 5,343万円、建物等移転補償費3,492万円、測量・土壌試験等委 託料4,691万円、計15億9,246万円を一般会計、県補助金、借 入金により対応されるとの事です。排水につきましては、工場等排水は個 別処理を行い、敷地内側溝を通り、調整池を経由し、堂本水路へ排水しま す。雨水は地下浸透及び敷地内側溝から調整池を経由し、水路へ排水しま す。水路管理者から同意を得ております。

整理番号70番、場所が大字〇〇、田1筆、1,121㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和

元年8月10日から10月10日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透及び南、西側の側溝へ排水します。転用の許可が出る前に整地が済んでいたため、始末書を提出するよう指導しました。

整理番号71番、場所が大字〇〇、田1筆、444㎡を一般個人住宅 用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和元年 8月5日から11月30日までとなっております。事業費につきましては、 土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を全額 融資により対応されるとの事です。排水につきましては、生活排水につい ては合併浄化槽で処理後、市道側溝へ排水します。雨水も同様です。市 建設課と協議済です。

整理番号72番と73番は同一事業の為併せてご説明します。82ページから83ページになります。場所が大字〇〇、田2筆、507㎡を自動車修理工場用駐車場用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和元年8月1日から10月31日までとなっております。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水については地下浸透及び集水桝より北側市道側溝へ排水します。市建設課と協議済です。84ページをご覧ください。

整理番号74番、場所が大字〇〇、畑5筆、907㎡を一般個人住宅兼駐車場用地として申請するものです。農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定される不許可の例外、集落接続に該当すると判断しております。また、面積について、一般個人住宅は500㎡を超えてはいけないと規定されています。しかし、譲受人の経営している法人の従業員研修室及び駐車場など計画されていますので、この面積で妥当だと判断しています。権利関係は売買です。工事期間は令和元年8月10日から令和2年5月10

日までとなっております。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を全額融資により対応されるとの事です。排水につきましては、生活排水については合併浄化槽で処理後、既存側溝へ排水します。雨水も同様です。

整理番号 7 5番、場所が大字〇〇、田 1 筆、1 9 4 ㎡を進入用道路として追認申請するものです。平成 1 6 年に土地改良法による換地処分が行われましたが、地番や所有者名が間違っていた事から、登記名義が譲渡人のままである事が判明したためです。譲受人が既に畜舎進入用の道路として使用しているため、譲受人から事実申立書が提出されています。排水につきましては、雨水は地下浸透及び既存側溝へ排水します。8 5ページをご覧ください。

整理番号76番、場所が大字〇〇、田3筆、2,098㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は地上権設定の賃貸借です。工事期間は令和元年8月20日から10月31日までとなっております。事業費につきましては、土地賃借料が年間〇〇円の20年間で〇〇円、土地造成費〇〇円、設備建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水については、雨水は地下浸透及び水路へ排水します。86ページをご覧ください。

議案第19号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。証明願い件数は1件でございます。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。87ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇、田1筆、872㎡です。申請理由は 山林です。以上ご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第17号から議案第19号については、27日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

栗下第3小委員長 議長。

尾山議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、6月27日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条2件、5条76件、非農地証明願い1件でございます。議案ごとにご報告いたします。

農地法第4条の議案第17号、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は、市内で建築業を営む兼業農家で、また、○○の法人の構成員でもあります。今回、申請地を一時的に農業用資材置場として使用したく、申請するものです。場所は、○○地区です。○○公民館から南東に300mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地・農道、東側は農地、西側は水路、南側は農地に囲まれておりますが、周囲への説明も行っており、一時転用である事から周囲の農地への影響はないと判断しました。この件について、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明します。申請人は今回、自宅近くの申請地に車庫兼倉庫を建築し、農業用機械や資材等を保管したく、申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から西に100mの所に位置します。申請地の状況は、宅地と市道に囲まれており、農地がないことから周囲への影響はないと判断しました。すでに造成が済んでいた事から申請して許可が出てから造成してもらいたかったとの意見がありました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条の議案第18号、整理番号1番から整理番号69番までは同一事業の為、併せてご説明します。今回、企業進出による新たな雇用の場の創出と産業の活性化を目的とするえびの市産業団地を整備造成するため、申請するものです。今回の申請については、周辺自治会に対して説明会を行い、申請地所有者は勿論、申請地周辺の住民や、排水先の水路管理者、水路使用者の同意も得ており、周囲への営農等への影響はないと判断しました。当市においては、人口の流出が激しく、産業団地が人口流出の防止に役立てればなあと考えるところです。

続きまして、整理番号70番についてご説明いたします。譲受人は、

今回、売電事業をしたく適地を探していたところ、適地を見つけたので譲渡人に相談し、了承を得たので申請するものです。場所は○○地区です。○○から北西に300mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、西、南側は水路、東側は市道に囲まれております。周囲の農地の所有者に説明しており、了承も得ている事から周囲の農地への影響はないと判断しました。すでに整地が済んでいたので事務局に始末書を提出するよう指導しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号71番についてご説明します。譲受人は現在、借家住まいですが、新たに住宅を建築したく、適地を探していたところ、適地を見つけたので譲渡人に相談し、了承を得たので申請するものです。場所は、〇〇地区になります。〇〇公民館から西に100mのところに位置します。申請地の状況は、市道と宅地に囲まれており、農地もないことから周囲への影響はないと判断しました。、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号72番と73番については同一事業の為、併せてご説明します。譲受人は現在、自動車修理工場を経営しておりますが、既存の修理車等の保管場所が手狭になったので保管場所を確保するため、隣接地の所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は、○○地区です。○○から西に約100mのところに位置します。申請地の状況は、宅地と鉄道用地に囲まれており、農地がないことから周囲への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号74番についてご説明します。譲受人は現在、市内で養豚を主体とする農地所有適格法人の代表者です。市外在住なので通勤が大変だった事から自分が住む住宅兼従業員のための研修室及び駐車場などを計画し、適地を探していたところ、適地を見つけたので譲渡人に相談し、了承を得たので申請するものです。場所は、〇〇地区になります。〇〇から北東に200mのところに位置します。申請地の状況は、市道と

宅地、農地に囲まれておりますが、周囲への被害防除対策も適切にされる との事ですので、周囲の農地への影響はないと判断しました。その他、特 に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号 7 5 番についてご説明します。申請地につきまして、譲受人は畜舎の進入用道路として使用していましたが、平成 1 6 年の土地改良法による換地処分が間違っていた事から、登記名義が譲渡人のままである事が判明したため、追認申請するものです。場所は、○○地区です。○○公民館から北東に約 2 0 0 mのところに位置します。申請地の状況は、宅地と市道、山林に囲まれており、農地がないことから周囲の農地への影響はないと判断しました。また、譲受人から事実申立書が提出されていますので、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号76番についてご説明いたします。借受人は、 売電事業をしたく適地を探していたところ、適地を見つけたので貸渡人に 相談し、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇か ら北西に200mのところに位置します。申請地の状況は、北、西側は農 地、南側は宅地と農地、東側は雑種地に囲まれておりますが、隣接する農 地の大部分の所有者は貸渡人であり、その他の農地所有者についても説明 をして了承を得ていることから周囲の農地への影響はないと判断しました。 その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの議案第19号についてご説明します。 今回、非農地案件につきましては、事務局が用意した、航空写真等で判断 いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

以上、農地法第4条申請2件、農地法第5条申請76件、非農地証明願い1件、計79件については、慎重・審議しました結果、第3小委員会は、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。 事務局 議長。 尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠の説明の前に議案書の訂正をお願いします。まず、82ページをご覧ください。整理番号71番ですが、畑1筆と記載していますが、田の間違いですのでご訂正をお願いします。続いて、整理番号72番及び83ページの整理番号73番の同一譲受人の年齢が○○歳と○○歳となっていますが、○○歳が正しいので整理番号72番の年齢を訂正していただきますようお願いします。それでは判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第17号から第19号の計79件につきましては、転用許可基準及び非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより 審議に入ります。

> まず、最初に議案第18号整理番号1番から69番は同一事業のため、 一括して審議します。議案第18号整理番号59番の譲渡人は○○委員 です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の 規定に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。○○委員退席をお願 いします。

(○○委員退席)

尾山議長 それでは、議案第18号整理番号1番から69番の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第18 号整理番号1番から69番に対する第3小委員長の報告は許可相当であり ます。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議 案第18号整理番号1番から69番は、原案のとおり承認することに賛成 の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第18号整理番号1番から69番は原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。○○委員の退席を解きます。

(○○委員着席)

尾山議長 続きまして、議案第17号、整理番号1番から69番を除いた議案第 18号、議案第19号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑 はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第17号、整理番号1番から69番を除いた議案第18号、議案第19号に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第17号、整理番号1番から69番を除いた議案第18号、議案第19号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第17号、整理番号1番から69番を除いた 議案第18号は原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付いた します。議案第19号はお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時45分
